

事務連絡

令和3年6月1日

各都道府県各種学校所管課
日本インターナショナルスクール協議会 御中
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置について（参考送付）

ミャンマーにおいては、本年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化しており、これに対する国軍の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生するなど、本国情勢が引き続き不透明な状況です。

そのため、5月28日以降、当面の間、緊急避難措置として、別添のとおり、出入国在留管理庁が、在留や就労を認めることとしましたのでお知らせします。

各都道府県各種学校所管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課

国際協力企画室長 松原

人物交流専門官 小野

外国人教育政策係 加藤、氏師

Tel : 03-5253-4111（内線 3222）

Fax : 03-5253-3669、

E-mail : kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)

International Affairs Division,
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

June 1st, 2021

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS)
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Emergency evacuation measure for Myanmar residents in Japan based on
circumstances in Myanmar (reference)

On February 1st this year, a coup d'état by the military took place in Myanmar, followed by protest demonstrations throughout the country. In response, cases of civilians being killed or injured by gunfire from soldiers occurred, and the situation in the country continues to be unclear.

Due to that situation, we wish to inform you that the Immigration Services Agency of Japan has decided to allow for the time being Myanmar residents in Japan to continue residing and working in Japan as an emergency evacuation measure from May 28th. Please kindly find attached the file.

To the prefectural miscellaneous school apartments in each prefecture: please send this notification to schools for foreign nationals among the “miscellaneous category” schools under your jurisdiction.

To the JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: KATO Hisano, UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, MEXT

Tel: 03-5253-4111 (Extension: 3222) , Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

事務連絡
令和3年5月28日

都道府県多文化共生施策担当課長 殿
政令指定都市多文化共生施策担当課長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部
在留支援課補佐官 山形正洋

本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置について（情報提供）
平素から出入国在留管理行政に御理解・御協力を賜りありがとうございます。

標記について、ミャンマーにおいては、本年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化しており、これに対する国軍の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生するなど、本国情勢が引き続き不透明な状況です。

そのため、本日以降、当面の間、緊急避難措置として、別添措置内容のとおり、在留や就労を認めることとしましたのでお知らせします。

本措置について、一元的相談窓口を含む外国人向け相談窓口等の関係機関に周知願います。また、各都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市を除く。）の外国人共生施策担当部局に周知いただきますよう御協力をお願いします。

なお、外国人受入環境整備交付金の交付決定を受けた市区町村に対しては、当庁から本件について直接お知らせしていることを申し添えます。

添付物

- 1 ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望する方へ
- 2 本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置

※添付物1及び2について、法務省ホームページに掲載しています。

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/10_00036.html

令和3年5月28日
出入国在留管理庁

ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望する方へ

ミャンマーにおける情勢不安を理由に帰国できず、本邦への在留を希望する方に、緊急避難措置として、在留や就労を認めることにしました。

1 対象者

ミャンマー国籍を有する方又はミャンマーに常居所を有する外国籍の方で、ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望する方

(注) 現在有している在留資格に基づく活動を継続している方は、本措置に係る在留資格変更許可申請を行う必要はなく、現在有している在留資格で引き続き在留できます。

2 措置内容

現在有している在留資格に基づく活動が満了した方(※1)については、**原則として、「特定活動(6か月・就労可)」への在留資格変更許可申請が可能**です(※2)。

また、特定産業分野(介護・農業等の14分野)での就労を希望する場合、**「特定活動(1年・就労可)」への在留資格変更許可申請も可能**です。詳しくはこちらを御確認下さい。

※1 「活動が満了した方」とは、例えば、雇用契約期間が満了した方、技能実習を修了した方、教育機関を卒業・修了した方などが該当します。

※2 ミャンマーにおける情勢が改善されていないと認められる場合には、在留期間更新許可申請が可能です。

3 提出書類

(1) 在留資格変更許可申請書(様式U(その他))

※顔写真も必要です。

(2) パスポートの写しやパスポートの出入国印など、上記1の対象者であることが分かる資料

(3) 理由書

問題点・対応方針

- ◎ **ミャンマーにおいては**、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化している。国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生し、デモに参加していない住民に対する暴力等も報告されており、**情勢は引き続き不透明な状況である。**
- ◎ そのため、**ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人**については、**緊急避難措置として、在留や就労を認める**こととする。
- ◎ また、**難民認定申請者については**、**審査を迅速に行い**、難民該当性が認められる場合には適切に難民認定し、**難民該当性が認められない場合でも**、**上記と同様に緊急避難措置として、在留や就労を認める**こととする。

ミャンマー人の在留状況

在留者数：35,049人

(令和2年末現在：速報値)

(内訳：在留者数上位の在留資格別)

- ① 技能実習
13,963人
- ② 技術・人文知識・国際業務
5,767人
- ③ 留学
4,371人
- ④ 特定活動
3,358人

ミャンマー人の難民認定申請状況

難民認定申請者数：2,944人

(令和3年3月末現在：速報値)

- (内訳)
- 難民認定申請（一次審査）
2,291人
- 不服申立て
653人

付与する在留資格

・現に有する在留資格の活動を満了した者で、在留を希望する者

・自己の責めに帰すべき事情によらず、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者

・自己の責めに帰すべき事情により、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者

特定技能の業務に必要な技能を身につけたい者

「特定活動（6か月・就労可）」

※ 本国情勢が改善しない場合は、更新可。

「特定活動（1年・就労可）」

※ 特定産業分野（介護・農業等の14分野）で就労可。
※ 本国情勢が改善しない場合は、6月の範囲で更新可。

「特定活動(6か月・週28時間以内の就労可)」

※ 本国情勢が改善しない場合は、更新可。